

令和4年度 ～若桐保育園 入園のご案内～

1 申込手続きについて

① 受付期間

【令和4年4月1日入所】

令和3年11月29日（月）から令和3年12月10日（金） 午前8時30分～午後5時15分

※上記時間内の来庁が難しい場合は、事前にご連絡ください。

※土・日・祝日を除く

【年度途中からの利用の申込締切日】

利用希望月の前月の15日まで（土日・祝日の場合はその前日まで）

② 申込先

田野畑村保健センター

※役場本庁舎での受け付けは行いませんのでご注意ください。

※申込書を提出していただく際には、申込書の内容を確認させていただくため、必ず保護者の方がお越しください。

③ 申込要件

(1) お子さんと保護者が田野畑村に住んでいること（田野畑村に住所登録していることを原則とします）

(2) 保護者が保育の必要性の事由に該当すること（※2ページ参照）

(3) お子さんが満8ヶ月以上の年齢であること

※育児休業からの復職の場合は、育児休業が終了する月の初日からの入園となります。

④ 申込内容に変更があった場合

申し込み後に申込書や添付書類の内容（住所、就労状況、家庭状況等）に変更があった場合は、健康福祉課まで連絡してください。利用調整後、申込内容と実際の家庭状況や保育を必要とする状況等に相違があることが判明した場合には、内定が取り消しとなることがあります。

※利用開始後も住所、就労状況、家庭状況等に変更があった場合は直ちに必要書類を健康福祉課又は若桐保育園に提出してください。

⑤ 申込書記入上の注意

(1) 同一保護者について2人以上のお子さんの入園申し込みをされる場合は、児童ごとに申込書を提出してください。ただし、在職証明等の添付書類は各1部で構いません。

(2) 祖父・祖母については、住民票上で世帯分離していても、同じ家屋に居住している場合には同居の取り扱いとなります。

2 保育所へ入所できる基準（保育が必要な理由）

事由	内容	認定区分
就 労	・月に最低就労64時間以上の労働（フルタイム、パートタイム、居宅内労働など基本的にすべての就労）を常態としているとき ・産後休暇・育児休業から月64時間以上の就労に復職するとき	就労時間及び通勤時間による
妊娠・出産	・出産の為、準備または休養が必要なとき (出産予定月とその前後2か月の計5か月以内)	保育標準時間
疾病・障害	・保護者の病気、負傷、心身に障害があるために保育が困難であるとき	保育標準時間
介護・看病	・同居又は長期入院等している親族の介護・看護をしているとき	申請内容による
災害復旧	・災害の復旧にあたっているとき ・災害等により家屋の損傷、その他災害復旧のため保育が困難であるとき	保育標準時間
求職活動	・申請時において求職活動を継続的に行っているとき（2ヶ月まで） ・起業活動を行っているとき	保育短時間
就 学	・学校教育法に規定する学校、及び就業能力開発促進法に規定される職業訓練校などに通っているとき	就学時間による
そ の 他	① 育児休業取得中に、既に保育を利用している3歳児以上の子どもがいて、継続利用が必要となるとき ② 虐待やDVのおそれがあるとき ③ 上記以外の理由であるが、明らかに保育をすることが困難であると村が認めるとき	①は <u>保育短時間</u> ②、③は申請内容による

3 保育の必要性の認定について

若桐保育園の利用を希望する場合は、保育の必要性の認定（2号・3号）が必要です。認定された場合は「給付認定証」を交付しますので、大切に保管して下さい。

① 認定区分

児童の年齢	保育の必要性	認定区分		利用できる時間	利用できる施設
3歳以上	教育を希望	1号認定	教育認定	教育標準時間（4時間）	認定こども園
	保育を必要	2号認定	保育認定	保育標準時間（最長11時間） 保育短時間（最長8時間）	保育園 認定こども園
3歳未満	保育を必要	3号認定	保育認定	保育標準時間（最長11時間）	保育園 認定こども園
				保育短時間（最長8時間）	

※現在村には認定こども園はありませんが、広域入所で認定こども園を利用する場合は認定が必要です。

② 利用可能時間のイメージ

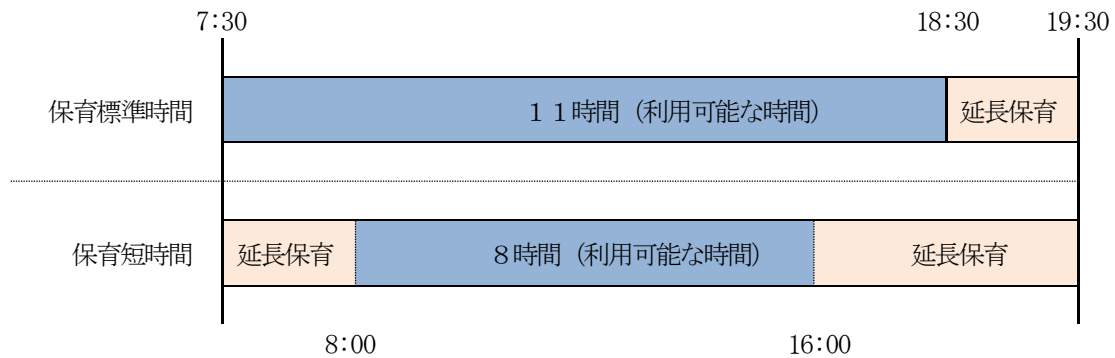
保育認定（2号・3号認定）を受ける人は、保育の必要量によって利用時間が「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。

実際の保育園利用時間は、就労時間に通勤時間を加えた時間が目安です。

なお、認定を受けた時間以外は延長保育となります。（要予約）

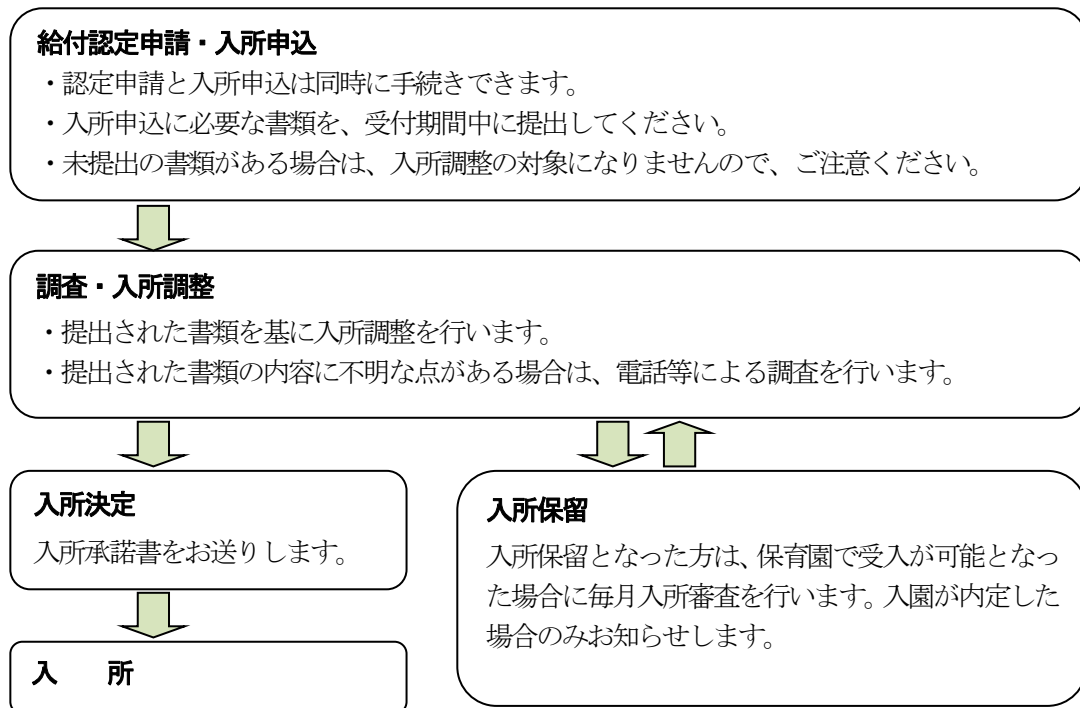
(1) 「保育標準時間」・・・フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）

(2) 「保育短時間」・・・パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）



4 申込から入所までの流れ

① 入所の流れ



② 申込に必要な書類

- (1) 教育・保育給付認定申請書（兼）入園申込書
- (2) 健康調査票
- (3) 保育ができないことを証明する書類…③をご覧ください

③ 保育ができないことを証明する書類（※児童の保護者、同居している70歳未満の親族の方）

世帯の状況に応じて必要な書類を提出してください。提出がない場合は、保育の実施要件を満たさないものとします。

現在の保育が 困難な状況 保育が困難なことを 証明する書類	就 労					求 職 活 動	妊 娠 ・ 出 産 申 込 時 に 出 産 予 定 の あ る 方	疾 病 ・ 障 害	介 護 ・ 看 護	就 学	災 害
	外 勤	自 営 業	農 業 ・ 漁 業	内 職	申 込 時 、 産 休 、 取 得 中						
在職証明書 ※	●				●						
自営業申立書		●									
勤労状況申告書(農業・漁業・畜産用)			●								
内職証明書				●							
保育が必要である申立書(求職活動) ・ハローワークカードの写し						●					
保育が必要である申立書(妊娠・出産) ・母子手帳の写し							●				
保育が必要である申立書(疾病・障がい) ・診断書または障害者手帳の写し								●			
保育が必要である申立書(介護・看護) ・介護・看護を受ける方の診断書									●		
保育が必要である申立書(就学) ・在学証明書と時間割表										●	
保育が必要である申立書(災害) ・罹災証明書											●

5 保育料について

無料としていますが、給食費、新学期用品、絵本代、写真代、父母会費、行事等の際の損害保険料等は別途必要です。

① 給食費について

給食費は、世帯の現年度分の市町村民税の額により決定します。（現年度分の市町村民税額が確定するまでは、前年度分の市町村民税額で暫定的に算定します。）

※基本的には両親の市町村民税額をもとに給食費を決定しますが、場合によっては両親以外の生計中心者で決定します。また、月の途中での入所でも日割り計算は行いません。

給食費決定の年齢は、令和4年4月2日現在の年齢区分によります。

給食費金額表

多子カウント年齢制限 なし あり (※小学校就学前まで)	階 層 区 分		給食費の額 (月額)	
	階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児
	第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)等	0円	0円
	第2	市町村民税非課税世帯	0円	0円
	第3	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	2,000円	0円
	第4①	市町村民税所得割課税額 57,700円未満	3,500円	0円
	第4②	市町村民税所得割課税額 97,000円未満	3,500円	4,500円
	第5	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	5,000円	4,500円
	第6	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	6,000円	4,500円
	第7	市町村民税所得割課税額 397,000円未満	7,000円	4,500円
	第8	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	7,000円	4,500円

② 給食費の算定について

給食費は4月から8月については保護者の令和3年度村民税の額、9月以降については令和4年度村民税の額と、お子さんの年齢によって村で決定します。

4月	～	9月	～	3月
令和3年度村民税額による算定			令和4年度村民税額による算定	

③ 多子軽減の適用

入園しているお子様に兄弟がいる場合、下記の条件で第3子以降は給食費を免除します。

階層区分	条 件
第1～第4①	年齢に関わらず世帯の子の数による
第4②～第8	小学校就学前までの兄弟の数による

6 ならし保育

初めて入園されるお子さんや年齢の小さなお子さんなどは、短い時間から始めて徐々に保育時間を延ばしていく「ならし保育」にご協力いただきます。ならし保育の開始時間は午前8時30分からで、通常保育まで3週間ご協力をお願いします。

一週目 午前8時30分 ～ 11時00分

二週目 午前8時30分 ～ 12時30分

三週目 午前8時30分 ～ 15時30分

7 退所について

保育園の利用を開始された後でも、下記に該当することになった場合等には、保育園を利用することができなくなりますのでご注意ください。

(利用することができなくなる場合の例)

① 村外に転出する場合

田野畑村内に居住していることは、保育園を利用するための要件の1つとなります。そのため、村外に転出した場合は保育園を利用することができなくなります。ただし、引き続き若桐保育園への入所を希望する場合は、広域入所で利用することができます。

② 保育を必要とする認定を受けることができなくなった場合

「就労を理由に保育施設等を利用していたが退職した（月64時間以上就労していない）」、「疾病を理由に保育施設等を利用していたが完治した」というように、保育を必要とする事由がなくなった場合、保育園を利用することができなくなります。保育を必要とする事由に変更があった場合は、「給付認定変更申請書」とともに、変更内容を確認することのできる書類を速やかに健康福祉課にご提出ください。

③ 給付認定期間が満了となった場合

求職活動中、出産、就学等を理由に保育施設等を利用する場合、認定期間が制限されます。

8 広域入所について

広域入所とは、保育を必要とする児童とその保護者が田野畑村内に住んでいて、保護者の勤務場所が他市町村にある場合などに、他市町村の保育所を利用できる制度です。

なお、求職活動中の理由による広域入所の申し込みは受け付けません。（最終的に当該市町村に勤務するかどうか未定であることから、基準を満たしていることの確認ができないため。）

① 条件

勤務形態や通勤時間の都合等により本村の保育園の開設時間内に送迎ができないこと
受託市町村の保育所の定員に余裕があり、受託市町村内の入所希望者と競合しないこと
入所受け入れにより受託市町村において、職員の増員など新たな負担が生じないこと

② 基準

- (1) 保護者の勤務先が村外にあること
- (2) 入園希望保育所のある市町村が保護者のどちらかの通勤経路であること
- (3) 里帰り出産に伴い一時的に他市町村に所在する保育所への入所を希望するとき
- (4) 広域入所を行おうとする市町村に児童の祖父母等親族が居住し、児童の保護者が当該親族の介護等をする必要がある場合

～よくあるお問い合わせ～

給付認定に関すること

Q 1. 申し込み後（または入所後）に同居人や職業に変更があったのですが、連絡が必要ですか？

A 1. 速やかに健康福祉課または若桐保育園にご連絡・証明書類の提出をお願いします。

同居人や就労状況等の変更は、利用の優先度に影響を及ぼす場合があります。もし連絡がなく後日発覚した場合には、入所決定が取り消されることがありますのでご注意ください。

Q 2. 保育短時間認定で利用（申込）しているのですが、保育標準時間認定に切り替えることは可能ですか？

A 2. 健康福祉課または若桐保育園への申し込みにより可能です。

就労時間が増える等、保育標準時間の要件に該当すれば変更することができます。給付認定変更申請書によりお申し込みください。保育必要量の切り替えは前月15日までの申し込みが必要となりますのでご注意ください。

（例）4月1日利用開始で5月1日から保育必要量を変更したい場合、4月15日までに申込が必要です。

Q 3. 現在妊娠中ですが、2歳児の子どもが保育園を利用しています。出産後は退所しなければなりませんか？

A 3. 速やかに健康福祉課、または若桐保育園にご連絡をお願いします。

出産予定月の2か月前から出産した月の2か月後まで、給付認定の事由が「妊娠・出産」に変更となります。「妊娠・出産」による入園は出産後2か月までとなり、3歳児未満のお子さんは退所となります。

Q 4. 祖父・祖母と同居していますが、住民票上は世帯分離しています。給付認定申請書には祖父・祖母の名前を書かなければなりませんか？

A 4. 世帯分離していても、同じ家屋に居住している場合は同居の取り扱いとなりますので、給付認定審査の対象となります。「入園児以外の家族」の欄に記載してください。

入所について

Q 5. 現在0歳の子どもを入所させたいです。生後何ヶ月から受け入れてもらえますか？

A 5. 満8ヶ月の誕生日の翌月から受け入れができます。4月生まれの場合、翌年1月からの入所を申し込むことができます。

Q 6. 保育園に入所を申し込みましたが、入所保留通知が届きました。引き続き入所を希望するには再度申し込まなければなりませんか？

A 8. 年度内は再度申し込む必要はありません。毎月利用調整し、入園が内定した場合のみお知らせします。なお、申込内容が変わった場合は速やかに健康福祉課まで連絡してください。

お問い合わせ

健康福祉課 0194-33-3102

若桐保育園 0194-37-3577